

## 岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領

### 第1 趣旨

岐阜県内の農山村に広く分布する棚田は、農業生産の場のみならず、農業生産活動を通じて、県土の保全、農村の美しい景観の形成、伝統・文化の継承等多面的な機能を発揮し、農山村地域における農業の発展や地域の活性化を図る上で重要な役割を果たしている。

また、農業体験等を通じた子供の情操・社会教育の場や訪れる人々に対する保健休養の場を提供するなど地域資源としての活用が図られることから、近年、都市部からも棚田地域の保全・利活用に対する支援を支持する声が高まっている。

しかしながら、棚田地域は過疎化・高齢化等の進行、条件不利地であること等から遊休農地等の拡大、これらによる災害や鳥獣害の発生など周辺優良農地への悪影響や、地域力の低下も顕著化している。

本事業は、棚田等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、もって棚田地域の農業・農村の活性化に資することを目的として実施するものである。

### 第2 事業主体

#### (1) 岐阜県

- (2) 岐阜県内の棚田及びこれに係る土地改良施設の保全・利活用に係る活動を実施しようとする団体（以下「棚田保全組織」）、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条に基づく指定棚田地域振興協議会（以下「指定棚田地域振興協議会」）

### 第3 対象事業について

対象とする事業は次の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として1ha以上の団地を構成（区画整理の有無は問わない）し、平均傾斜勾配が1/20より急な農地で岐阜県の棚田マップに記載された棚田（以下「棚田」）及びこれに係る土地改良施設（以下「棚田等」）の保全を目的とするものであること。
- (2) (1)の棚田は、多面的機能を発揮しているか、又は保全活動により発揮が見込まれる棚田であること。
- (3) 積極的な棚田の維持・保全の取り組みがなされる、または見込まれ、その取り組みが今後とも継続される見込みがあること。

### 第4 事業の内容

岐阜県内の棚田等の保全・利活用に係る活動（以下「保全活動」）の活性化を図るため、以下の事業を予算の範囲内で実施するものである。

事業名	事業主体	事業内容	備考
保全 ネットワーク 推進事業	県	都市住民等の保全活動への参加推進を図るための事業 1) 普及・啓発 2) 情報の収集・提供、研究 3) 現地作業等の指導者の派遣・調整・活動経費等 4) 「つなぐ棚田遺産」「ぎふの棚田21選」PR看板設置 (例) PRパンフ作成、ポスター作成、HP・イベント等によるPR、棚田に関する調査研究、講師の派遣に係る経費等	
保全活動 推進事業	県	住民組織が行う保全活動の推進を図るための事業(棚田保全組織の立ち上げ支援活動) 1) 保全活動に係る計画等の作成、人材育成、情報連絡・調整の推進 2) 棚田保全に資する整備手法の調査研究及びその成果の普及 3) 棚田保全に対する住民意識の向上及び保全活動の必要性の普及・啓発  (例) PR看板設置、花植、草刈り、遊休農地復旧活動等の支援	
保全活動 支援事業	棚田保全組織、指定棚田地域振興協議会(以下、棚田保全組織等)	棚田保全組織等が行う保全活動を支援するための事業(棚田保全活動支援事業) 1) 保全活動に要した経費等(以下「補助対象経費1」という。)に補助  指定棚田地域において実施する都市農村交流活動を支援するための事業(指定棚田地域支援事業) 2) 都市農村交流活動に要した経費等(以下「補助対象経費2」という。)に補助	補助率は対象経費の10/10(但し、1組織500千円を上限とする。)  補助率は定額(1回当たり100千円以内、1地区当たり200千円を上限とする。)

## 第5 事業の実施

### 1 補助金について

棚田保全組織等が行う事業の補助金については、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱並

びに岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領及び岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領の運用に基づき実施する。

## 2 事業の実施手続きについて

### (1) 県が行う事業

- (ア) 各農林事務所長（以下「事務所長」）は、事務所長が行おうとする保全活動等について、当該事業を行おうとする当年度の4月末日までに農村振興課長へ別紙様式1により、申請する。
- (イ) 農村振興課長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、予算の範囲内で実施決定し、別紙様式2により、事務所長へ通知する。
- (ウ) 事務所長は、事業実施後20日以内に、実施した内容について別紙様式3により、農村振興課長に報告を行う。
- (エ) 第5の2(1)(ア)の申請内容に変更が生じた場合は、別紙様式4により農村振興課長へ変更承認申請を行うものとする。なお、この場合の手続きは第5の2(1)(ア)及び(イ)の手続きに準じて行う。ただし、第6の(4)に定める軽微な変更については、この限りではない。

### (2) 棚田保全組織等が行う事業

- (ア) 棚田保全組織等の代表者は、当該事業を行おうとする前年度の2月10日までに、別紙様式1により、市町村長に申請を行うものとする。市町村長は、内容を審査し、適当と認められる場合は、市町村長の同意書を添付の上、2月20日までに事務所長へ別紙様式1により申請を行うものとする。事務所長は、内容を審査し、適当と認められる場合は2月末日までに農村振興課長へ別紙様式1により申請を行うものとする。
- (イ) 農村振興課長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、予算の範囲内で実施決定し、別紙様式2により事務所長へ通知する。
- (ウ) 棚田保全組織等の代表者は、事業実施後20日以内に、実施した内容について別紙様式3により、市町村長へ報告する。市町村長は、その内容を確認し、適当と認められる場合は、別紙様式3により事務所長に報告を行う。事務所長は、その内容を確認し、適当と認められる場合は、別紙様式3により農村振興課長に報告を行う。
- (エ) 棚田保全組織等の代表者は第5の2(2)(ア)の申請内容に変更が生じた場合は、別紙様式4により市町村長へ変更承認申請を行うものとする。なお、この場合の手続きは第5の2(2)(ア)及び(イ)の手続きに準じて行う。ただし、第6の(4)に定める軽微な変更については、この限りではない。

## 3 棚田保全組織の申請について

- (1) 棚田保全組織が事業実施を行おうとする場合は、当該事業を行おうとする事業申請前までに当該市町村長に、別紙参考様式1-1により組織の活動等を定めた協定書等（以下「棚田保全組織協定」という）を添付の上、登録申請の要請を行うものとする。

なお、棚田保全組織協定には次に掲げる事項を含むものとする。

- (ア) 組織の名称及び所在地
- (イ) 組織の代表者
- (ウ) 組織の構成員
- (エ) 組織の運営
- (オ) 組織の保全活動にかかる農地等の位置、範囲及び権利関係
- (カ) 市町村の定めた農地等の保全・利活用の促進のための方針等（以下「方針等」という。）に沿って、行う保全活動に関する事項
- (キ) 活動年度における活動計画

- (ク) 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金に係る活動内容との区分け
- (2) (1) の登録申請の要請を受けた市町村長は内容を確認の上、事務所長へ別紙様式5により登録申請を行うものとする。
  - (3) (2) の登録申請を受けた事務所長は、内容を審査の上、適正であると判断できる場合は、別紙様式6により別紙様式5を添えて農村振興課長へ進達するものとする。
  - (4) 農村振興課長は(3)の申請を受けた場合、当該棚田保全組織協定の内容が持続的な保全活動であり、適正な実施の可能性が認められる場合は、これを登録し、その旨を別紙様式7により事務所長を経由して、市町村長へ通知するものとする。
  - (5) (4)の通知を受けた市町村長は棚田保全組織に登録の決定を通知するものとする。
  - (6) 棚田保全組織の代表者は棚田保全組織協定の内容に変更が生じた場合は、別紙参考様式11により変更登録申請を行う。なお、この場合の手続きは第5の3(1)から(5)の手続きに準じて行う。

#### 4 棚田保全組織等への補助対象経費について

- (1) 第4表中の「補助対象経費1」とは、定期的実施される棚田保全活動に棚田保全組織等が要した資機材費・燃料費等の経費、「補助対象経費2」とは、指定棚田地域において棚田保全組織等が都市農村交流活動に要した需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、保険料)、使用料及び賃借料(会場使用料、機材等リース料、レンタカー等借上料など)の経費とする。

## 第6 その他

### (1) 他事業との調整について

当該基金事業については、棚田保全を目的とした農業農村整備事業(ハード事業)との連携が見込まれる地区について優先的に予算配分するものとする。

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、ふるさと農村活性化対策に係る事業内容と重複しないように留意する。

### (2) 備品の譲渡について

事務所長は、本基金事業で購入した備品については、看板等に限り岐阜県財産条例(昭和39年岐阜県条例第3号)第6条第1号の規定により、市町村長に譲渡することができる。

この場合、譲渡を受けようとする市町村長は、別紙様式8により、備品譲渡申請書を事務所長に提出し、承認を受けなければならない。

事務所長は備品譲渡申請の承認を行う場合には、別紙様式9により、覚書を交換するものとする。

### (3) 棚田マップの見直しについて

事務所長は、事業の実施に際し、岐阜県の棚田マップに記載された内容について、見直すべき内容が判明した場合は、別紙様式10により、農村振興課長へその旨報告するものとする。

### (4) 軽微な変更について

軽微な変更は以下の変更以外の変更とする。

- (ア) 事業実施申請書の令達(補助)要望額の増加
- (イ) 事業実施計画書<全体>の成果目標の変更
- (ウ) 事業実施計画書<全体>の概算費用の10%以上の増減

- 附則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年10月15日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 1 この要領は、平成29年3月23日から施行する。
- 2 平成29年度に棚田保全組織が行う事業については、第5の2の規定にかかわらず、平成29年3月27日までに、別紙様式1により、市町村長に申請を行うものとする。市町村長は、内容を審査し、適当と認められる場合は、市町村長の同意書を添付の上、平成29年3月29日までに事務所長へ別紙様式1により申請を行うものとする。事務所長は、内容を審査し、適当と認められる場合は平成29年3月31日までに農村振興課長へ別紙様式1により申請を行うものとする。
- 附則 1 この要領は、令和3年3月24日から施行する。
- 2 令和3年度に棚田保全組織等が行う事業のうち「指定棚田地域支援事業」については、第5の2の規定にかかわらず、令和3年4月20日までに、別紙様式1により、市町村長に申請を行うものとする。市町村長は、内容を審査し、適当と認められる場合は、市町村長の同意書を添付の上、令和3年4月30日までに事務所長へ別紙様式1により申請を行うものとする。事務所長は、内容を審査し、適当と認められる場合は令和3年5月10日までに農村振興課長へ別紙様式1により申請を行うものとする。
- 附則 1 この要領は、令和4年3月29日から施行する。
- 2 令和4年度に棚田保全組織等が行う事業のうち「指定棚田地域支援事業」については、第5の2の規定にかかわらず、令和4年6月10日までに、別紙様式1により、市町村長に申請を行うものとする。市町村長は、内容を審査し、適当と認められる場合は、市町村長の同意書を添付の上、令和4年6月17日までに事務所長へ別紙様式1により申請を行うものとする。事務所長は、内容を審査し、適当と認められる場合は令和4年6月24日までに農村振興課長へ別紙様式1により申請を行うものとする。
- 附則 この要領は、令和6年3月19日から施行する。

第 号  
年 月 日

農村振興課長 様  
〔〇〇農林事務所長 様〕  
＜△△市町村長 様＞

〇〇農林事務所長  
〔△△市町村長〕  
＜（棚田保全組織等の代表者名）＞

年度棚田地域水と土保全基金事業 実施申請書

岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第5の2の（1：県が行う事業、2：棚田保全組織等が行う事業）（ア）の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、事業実施について申請します。

記

1 事業・地区名

- （1）保全ネットワーク推進事業 〇〇地区
- （2）保全活動推進事業 〇〇地区
- （3）保全活動支援事業 〇〇地区

事業費（又は補助要望額） 合計 円

2 添付書類

- （1）〇〇事業実施計画書＜当年分＞（別紙様式1-1）
- （2）〇〇事業実施計画書＜全体分＞（別紙様式1-2）
- （3）その他参考資料
  - ・位置図及び平面図（岐阜県農村振興GIS打ち出し可）
  - ・棚田調査票（ 〃 ）
  - ・現況棚田全景写真及び実施箇所等写真
  - ・積算基礎資料
  - ・その他
- （4） 年度棚田地域水と土保全基金事業 実施申請書〇〇地区（写し）
- （5）市町村長の同意書

注1：（1）から（3）は事業主体から申請の場合。

注2：（2）は事業主体が、棚田保全組織等の場合に添付。

注3：（5）は保全活動支援事業の場合に添付。

注4：保全活動支援事業のうち「指定棚田地域支援事業」の場合、2添付書類（2）を省略することができる。

〇〇事業実施 (変更) 計画書 < 当年分 >

事業主体名 \_\_\_\_\_

地区名 (棚田マップ記載棚田名)			
保全組織名		所在地	
<p>事業実施予定内容                  (何を目的として、誰が何人で (そのうち農業者以外及び地区外の人等) 何を行うのか具体的に記入)</p>			
<p>過去の取り組み状況及び今後の見込み                  (過去に行われた集落活動・保全活動があれば記入し、これを踏まえて事業を実施する若しくは今後取り組んでいきたい内容、地元の体制等について記入)</p>			
<p>事業実施により見込まれる効果                  (具体的に何が保全され、それによりどのような効果が見込まれるか想定される内容について記入)</p>			
<p>積算基礎                  (事業実施に係る費用について詳細に記入。なお、棚田保全組織等にあつては、事業実施全体に係る費用について記入し、そのうち補助を受けたいものに係る経費について詳細に記入する)</p>			
		事業費 (又は補助要望額) 計	円
<p>特記事項                  (新聞に取り上げられた活動内容や棚田保全に係るハード事業・ふるさと農村活性化対策基金事業等、他事業との関連がある場合等、特記すべき内容があれば記入)</p>			

注：計画変更を行う場合には、変更前を上段 ( ) 書きすること。

## 〇〇事業実施（変更）計画書＜全体分＞

事業主体名 \_\_\_\_\_

## 1 事業期間

## 2 目標とする姿及び目標達成に向けた取組

## (1) 目標とする姿（成果指標）

## (2) 目標達成に向けた取組

## 成果指標

事業内容	現状	〇〇年度	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
							計画
							実績
							計画
							実績

## 概算費用（千円）

		〇〇年度	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
							計画
							実績
							計画
							実績

注1：計画欄の変更を行う場合には、変更前を上段（ ）書きすること。

注2：事業期間の2年目以降の申請の際には、可能な範囲の実績値を記入すること。

第 号  
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農村振興課長

年度棚田地域水と土保全基金事業 実施（変更）申請に係る実施決定について

年 月 日付けで申請のあった内容について審査した結果、下記のとおり決定（変更）しましたので岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第5の2の（1：県が行う事業、2：棚田保全組織等が行う事業）（イ：当初申請、エ：変更申請）に基づき通知します。  
<なお、関係団体につきましては、貴職よりその旨、通知願います。>

記

1 事業・地区名

- (1) 保全ネットワーク推進事業 〇〇地区
- (2) 保全活動推進事業 〇〇地区
- (3) 保全活動支援事業 〇〇地区

決定額 合計 円

2 査定内容等

(査定した内容等があれば記入)

【なお、本書を持って、岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領第2（1）（ア）の予算内示に代える。】

注1：<>内は事業主体が、棚田保全組織等の場合。  
注2：【 】内は当初申請の場合。

第 号  
年 月 日

農村振興課長 様  
〔〇〇農林事務所長 様〕  
＜△△市町村長 様＞

〇〇農林事務所長  
〔△△市町村長〕  
＜（棚田保全組織等の代表者名）＞

年度棚田地域水と土保全基金事業に係る実績報告について

標記について、岐阜県棚田地域保全基金事業実施要領第5の2の（1：県が行う事業、2：棚田保全組織等が行う事業）（ウ）に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 実績報告書（別紙様式3-1）
- 2 状況写真及び完成写真（人数が確認できるもの、完成現場が確認できるもの等）

## 〇〇事業実績報告書

事業主体名

地区名（棚田マップ記載棚田名）			
保全組織名		所在地	
<p>事業実施内容          （何を目的として、誰が何人で（農業者以外及び地区外の人数を分けて）何を行ったのか具体的に記入）</p>			
<p>事業実施状況を踏まえた今後の課題と見込み          （事業実施における問題点や課題、今後の取り組み見込み、地元の体制等について記入）</p>			
<p>事業実施による効果及び今後見込まれる効果          （事業を実施した事による効果（実施に参加した参加者への効果含む）とこれによる今後見込まれる効果について記入）</p>			
<p>積算基礎          （申請内容から変更がある場合は申請内容を上段（ ）書きすること。なお、棚田保全組織等にあつては、事業実施全体に係る費用について記入し、そのうち補助対象に係る経費について、詳細に記入。）</p>			
		事業費（又は補助対象額）	計 円
<p>特記事項          （活動が新聞記事等に取り上げられた場合はその旨記入するとともに別紙にコピーを添付し、また、他事業との連携等があれば連携による効果等について記入）</p>			

第 号  
年 月 日

農村振興課長 様  
〔〇〇農林事務所長 様〕  
＜△△市町村長 様＞

〇〇農林事務所長  
〔△△市町村長〕  
＜（棚田保全組織等の代表者名）＞

年度棚田地域水と土保全基金事業変更承認申書

年 月 日付け 第 号で実施決定された 事業 地区について、下記のとおり変更したいので、岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第5の2の（1：県が行う事業、2：棚田保全組織等が行う事業）（エ）の規定により、申請します。

記

1 事業・地区名

- （1）保全ネットワーク推進事業 〇〇地区
- （2）保全活動推進事業 〇〇地区
- （3）保全活動支援事業 〇〇地区

事業費（又は補助要望額） 合計 円

2 添付書類

- （1）〇〇事業実施変更計画書（別紙様式1-1又は1-2）
- （2）その他参考資料（当初申請時と重複する場合は省略）
  - ・位置図及び平面図（ぎふ県域統合型GIS打ち出し可）
  - ・棚田調査票（ 〃 ）
  - ・現況棚田全景写真及び実施箇所等写真
  - ・その他
- （3） 年度棚田地域水と土保全基金事業 実施申請書〇〇地区（写し）

注1：（1）から（2）は事業主体から申請の場合。

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

保全活動支援事業柵田保全組織登録申請書

岐阜県柵田地域水と土保全基金事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき、下記の組織について柵田保全組織として登録されたく、関係書類を添付して申請します。

記

<保全組織名：〇〇>

- 1 柵田保全組織協定書（写し）
- 2 組織一覧（協定書に記載されている場合は省略可）
  - ・組織の代表者名
  - ・組織構成員
  - ・組織の運営
  - ・組織の保全活動に係る農地等の位置、範囲及び権利関係
- 3 活動年度における保全活動計画（協定書に記載されている場合は省略可）
- 4 市町村の定めた方針等に沿って行う保全活動に関する事項（協定書に記載されている場合は省略可）

別紙様式 6

第 号  
年 月 日

農村振興課長 様

〇〇農林事務所長

棚田地域水と土保全基金事業 保全活動支援事業棚田保全組織の登録に係る  
申請書の提出について

標記について、別添のとおり申請があり、内容を審査した結果、適正であると判断できますので、岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第5の3の(3)の規定に基づき、進達します。

別紙様式 7  
(農林事務所経由)

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

岐阜県知事 古田 肇

保全活動支援事業棚田保全組織登録通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった棚田保全組織の登録については岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第5の3の(4)の規定に基づき、下記の組織について棚田保全組織として登録したので通知します。

なお、各組織に対しては貴職から通知願います。

記

組織名 (棚田保全組織名) : 〇〇  
代表者名 〇〇 〇〇

棚田地域水と土保全基金事業に係る備品譲渡申請書

第 号  
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

市町村長

年度棚田地域水と土保全基金事業で購入された備品について、下記理由により岐阜県財産  
条例（昭和39年岐阜県条例第3号）第6条第1号の規定により譲渡願いたく申請します。

記

1 譲渡申請理由

2 備品の所在、種類及び数量

地区名	所在	構造及び規模	数量	備考

## 棚田地域水と土保全基金事業 備品譲渡に関する覚書

岐阜県〇〇農林事務所長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が購入した備品を乙に譲渡するにあたり、本覚書を交わすこととし、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

### 1 譲渡物件

甲が乙に譲渡する物件は、下表のとおりとする。

地区名	所在地	構造及び規模	数量	備考

### 2 用途の指定

乙は、譲渡物件を棚田保全の普及啓発の用途（以下「指定の用途」という。）に供するものとする。

### 3 指定の用途に供すべき期日

乙は、譲渡物件を譲り受けた日から3年間以上指定の用途に供さなければならない。

### 4 管理

譲渡物件の管理については、乙が次により善良な管理を行うこと。

- (1) 施設の維持のために必要な補修管理を行うこと。
- (2) 適正な維持管理を行い、安全確保に努めること。

年 月 日

甲 岐阜県  
農林事務所長

乙 市町村長

第 号  
年 月 日

農村振興課長 様

〇〇農林事務所長

岐阜県の棚田マップ記載事項修正依頼等について

標記について、下記のとおり見直しが必要となりましたので、岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第6の(3)の規定に基づき、報告します。

記

- 1 修正内容
- 2 修正理由

別紙参考様式 1 1

第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 様

棚田保全組織代表者氏名

年度棚田地域水と土保全基金事業に係る棚田保全組織の登録（変更）申請書

岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第5の3の（1）（又は、第5の3の（6））の規定に基づき、棚田保全組織協定を添付して（変更）申請します。

注：（ ）内は変更申請の場合。

## 棚田保全組織協定

〇〇市町村△△棚田保全組織

認定           年   月   日  
変更           年   月   日

※本様式はあくまで記入例であり、これを参考として各組織で作成するものとする。

1. 組織の名称及び代表者名

2. 組織の運営

役職名等	氏名
会長	
副会長	
書記	
会計	

注1) 農業生産組織等が参加する場合には、規約、組織体制表を添付する。

注2) 棚田保全組織協定参加者は別紙参考様式11-2に記載する。

3. 活動内容に関する事項

1) 将来像

2) 棚田の現況と将来像を実現するための目標

3) 取り組むべき事項

4. 活動年度における活動計画

	各年度毎の目標
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

注) 実情を踏まえて目指すべき将来像について明確に記載すること。

5. 保全活動にかかる農地等の位置、範囲及び利害関係

(別紙参考様式11-3のとおり)

6. 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金に係る活動内容の区分け

(別紙参考様式11-4のとおり)

7. その他(図面等添付資料)

△△棚田保全組織協定参加同意書

1 助成に係る協定参加者

番号	住 所（所在地）	氏名（組織名、代表者）	参加者区分	備考

別紙参考様式 1 1 - 3

1 協定対象となる農用地

所在	〇〇町〇〇地区〇〇			(棚田マップに記載されている) 名称	
対象基準	田 : 〇〇ha		畑 : 〇〇ha		草地 : 〇〇ha
地番	現 況			農用地の管理	管理者
	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	傾斜等	農用地の現況	

注 1) 管理者欄には、個別農業者名、生産組織名、第 3 セクター名等を記載する。  
 注 2) 農用地の現況の欄には耕作、維持管理、遊休農地、限界的農地等を記載する。

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金に係る活動の区分け

活動項目	中山間地域直接支払 集落協定で活動するもの	多面的機能支払交付金 活動組織で活動するもの	棚田保全組織協定 で活動するもの
農地の管理			
水路の管理			
農道の管理			
施設の整備			
石積の補修			
イベント			
オーナー制度			

注1) 活動項目は、地域の状況に応じて該当項目を記入すること。不要な項目は削除すること